

中能登町有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成 23 年 5 月 25 日

告示第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中能登町(以下「町」という。)が掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて定め、併せて、適切な町政情報の提供等に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第 2 条 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報なかのと(町で発行している広報誌)
- (2) 町ホームページ(町が管理する WEB ページのことをいう。)
- (3) 中能登町ケーブルテレビネットワーク(町が自主放送している有線テレビジョン放送)
- (4) 町が発行するパンフレット、チラシその他広告媒体となりうると町長が認めるもの(以下「その他の広告媒体」という。)

(広告の範囲)

第 3 条 掲載できる広告は、町民生活に関連したものであって、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 町の印刷物等の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動若しくは個人的宣伝、意見広告その他これらに類するもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 町民に不利益を与えるおそれのあるもの
- (5) 虚偽又は誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (6) その他、掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載事業に関する業種、事業者及び掲載の基準については町長が別に定める。

(広告掲載者の資格)

第 4 条 広告の掲載をすることができるものは、県内に住所又は事業所を有するものとする。

(広告の掲載順序)

第 5 条 広告の掲載順序は、受付順とする。ただし、町長が認める広告についてはその限りでない。

(広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等)

第 6 条 広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等は、別表第 1 又は別表第 2 に定めるとおりとする。

(広告掲載等の募集)

第 7 条 町長は、広報誌等により広告掲載希望者を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、中能登町広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載を希望する広告の原稿及び電子データを添えて、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に文書(様式第2号又は第3号)で通知するものとする。

2 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに、掲載しようとする広告の版下原稿等を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後町長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告掲載料は、返還しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、広告主はその全額又は一部を返還することができる。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主がこの要綱又は広告媒体ごとに定める事項に違反する事実が発見されたとき。
- (2) 虚偽の申込みによって掲載の決定を受けたとき。
- (3) 印刷物編集及び発行上支障があるとき。
- (4) 町長が指定する期日までに版下原稿等を提出しなかったとき。
- (5) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。
- (6) 広告主に起因する事件等が発生したとき。
- (7) その他広告掲載に支障があると町長が認めたとき。

2 前項の決定の取消しにより生じた広告主の損害については、町長は、一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを申し出ることができる。ただし、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載審査委員会)

第15条 広告掲載の適正な運営を図るため、広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、必要に応じて開催し、広告の選定について審議する。

3 委員会の委員長及び委員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第16条 審査委員会の会議は、町長より広告の掲載可否について意見を求められたとき、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させることができる。

- 4 審査委員会の庶務は、情報推進課において処理する

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年 5月 25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年 2月 1日から施行する。

別表第 1(第 6 条関係)

	広報なかのと	町ホームページ	その他の広告媒体
掲載位置	町が指定するページの下段部分	トップページで町が指定する場所	当該広告媒体ごとにその都度別に定める。この場合においては、掲載料金については、広告媒体の作成費用、広告募集に要する経費、類似広告の料金等を勘案し決定する。
規格 (1 枠) (2 枠) (3 枠)	刷り色 黒 (1 枠)縦 55mm×横 55mm (2 枠)縦 55mm×横 116mm (3 枠)縦 55mm×横 178mm	バナー広告 縦 60 ピクセル (2.1 cm) 横 140 ピクセル(5.0 cm) サイズ 4KB 以内 形式 JPEG,GIF 形式(画像は各自作成するものとする。)	
掲載料金及び 掲載枠	(1 枠) 5,000 円/月 (2 枠)10,000 円/月 (3 枠)15,000 円/月	(1 枠) 2,000 円/月 (町内) (1 枠) 5,000 円/月 (町外) 1 企業 1 枠までとする	
掲載期間	1 号を単位とし、最長連続 12 号とする。ただし、当該年度を超えることはできない。	1 箇月間を単位とし、最長 1 年とする。ただし、当該年度を超えることはできない。	

別表第 2(第 6 条関係)

中能登町ケーブルテレビネットワーク広告形態		広告料	
1 ヶ月コース (30 秒以内の文字、動画放送)	町内	なかのとニュース	10,000 円/月
		まちかどズームイン	10,000 円/月
	町外	なかのとニュース	20,000 円/月
		まちかどズームイン	20,000 円/月
1 箇月間を単位とし、最長 1 年とする。ただし、当該年度を超えることはできない。 1 企業 1 枠までとする。			

別表第 3(第 15 条関係)

委員長	副町長
委員	総務課長、農林課長、土木建設課長、住民福祉課長、企画課長、教育文化課長、生涯学習課長、情報推進課長

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

中能登町長 様

中能登町広告掲載申込書

中能登町有料広告掲載の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、広告の原稿案を添えて、下記のとおり申込みます。

なお、広告に係る肖像権、著作権等の権利関係については、申請者が一切の責任を負います

ふりがな ----- 氏名又は法人名 (代表者氏名)	㊟	
住 所		
電 話 番 号	()	(担当者)
広告の種類(番号を○で 囲んでください)	(1)	広報なかのと (1 枠 2 枠 3 枠)
	(2)	町ホームページ (リンク先 http://)
	(3)	ケーブルテレビ (なかのとニュース まちかどズームイン) (素材秒数 秒)
	(4)	その他広告媒体 (広告媒体の名称)
掲 載 希 望 期 間	(1)	広報なかのと 年 月号から 年 月号まで
	(2)	町ホームページ 年 月 日から 年 月 日まで
	(3)	ケーブルテレビ 年 月 日から 年 月 日まで
	(4)	その他広告媒体 年 月 日から 年 月 日まで
	※(1)~(3)については、掲載期間の最長は1年とする。ただし、当該年度を越えることはできない。	
持 込 媒 体	DVD・電子データ・その他 () ※持込媒体の返却 (要 ・ 否)	
遵 守 事 項	中能登町有料広告掲載の取扱いに関する要綱及び中能登町広告掲載基準を承諾の上、申込します。	
広告掲載料の支払い	広告掲載が決定されたときは、遅滞無く広告料をお支払いします。	
備 考		

年 月 日

様

中能登町長

広告掲載決定通知書

年 月 日 付でお申込みいただきました広告掲載について、下記のとおり掲載することと決定いたしましたのでお知らせします。 つきましては、下記により手続をお願いします。

記

広告の種類	(1)	広報なかのと (1 枠 2 枠 3 枠)
	(2)	町ホームページ (リンク先 http://)
	(3)	ケーブルテレビ (なかのとニュース まちかどズームイン) (素材秒数 秒)
	(4)	その他広告媒体 (広告媒体の名称)
掲載期間	(1)	広報なかのと 年 月号から 年 月号まで
	(2)	町ホームページ 年 月 日から 年 月 日まで
	(3)	ケーブルテレビ 年 月 日から 年 月 日まで
	(4)	その他広告媒体 年 月 日から 年 月 日まで
	※(1)～(3)については、掲載期間の最長は1年とする。ただし、当該年度を越えることはできない。	
持込媒体	DVD・電子データ・その他 () ※持込媒体の返却 (要 ・ 否) 年 月 日までに情報推進課まで提出ください。	
広告掲載料	金 円	
広告掲載料の納入	年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。	
備考	・	

様式第 3 号(第 9 条関係)

年 月 日

様

中能登町長

広告非掲載決定通知書

年 月 日付でお申込みいただきました広告掲載について、下記の理由により掲載できないことと決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 広告の内容

2 非掲載理由

3 その他